

西宮市立児童館の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立塩瀬児童センター、西宮市立山口児童センターについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市立塩瀬児童センター
(西宮市名塩新町1番地)

西宮市立山口児童センター
(西宮市山口町下山口4丁目1番8号)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団
代表者 理事長 阪本 興司
所在地 西宮市上甲子園5丁目7番21号

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 児童福祉法第40条に規定する目的を達成するため市長が必要と認める業務
- (2) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行うこと
- (3) 西宮市立児童福祉施設条例第7条に規定する児童館の使用の許可に関する事務を行うこと
- (4) 同条例第8号に規定する児童館の使用の制限に関する事務を行うこと
- (5) 児童館の施設及び設備の維持管理を行うこと
- (6) その他児童館設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで